

★ クリーニング業法施行細則等の一部を改正する規則（規則第七十四号）（食品生活衛生課）

一 改正の要旨

食品衛生法施行規則等の一部が改正され、事業譲渡に伴う営業許可申請等の手続が見直されたことなどに伴い、次の規則について様式を改めるなど、必要な改正を行った。

- 1 クリーニング業法施行細則
- 2 食品衛生法施行細則
- 3 理容師法施行細則
- 4 美容師法施行細則
- 5 旅館業法施行細則
- 6 興行場法施行細則
- 7 公衆浴場法施行細則

二 施行期日

令和二年十二月十五日